

令和8年度
有馬中学校 PTA

定期総会議案書

議事
1. 令和7年度 PTA 年間活動報告
2. 令和7年度 PTA 会計決算報告
3. 令和8年度 PTA 年間活動計画(案)
4. 令和8年度 PTA 会計予算(案)
5. 規約改正(案)

1-①.令和 7 年度 PTA 年間活動報告

令和 7 年度 PTA 年間活動報告

月	役員・運営委員会	成人委員	広報委員
4 月	入学式・委員選出 第 10 回区 P 協運営委員会 合同委員会	合同委員会	合同委員会
5 月	PTA 総会(書面) 第 1 回役員会・運営委員会 体育祭協力 区 P 協総会	PTA 総会(書面) 委員会	PTA 総会(書面) 委員会 体育祭取材
6 月	第 2 回役員会・運営委員会 第 1 回区 P 協運営委員会・区 P 交流会 区 P 協研修会、市 P 協総会 地域教育会議総会 第 1 回学校運営協議会	委員会 竹内校長座談会 (タクトーーーク)	委員会 「堂山」124号企画相談 委員会(編集会議) 竹内校長座談会取材 区 P 協研修会
7 月	第 3 回役員会・運営委員会 たまかん祭準備 有馬町会盆踊りパトロール 第 2 回区 P 協運営委員会 あおい会総会	委員会 文化祭準備 第 1 回たまうまカフェ たまかん祭グッズ企画	委員会 部活動撮影 有馬町会盆踊り撮影
8 月	たまかん祭準備		
9 月	第 4 回役員会・運営委員会 たまかん祭準備 第 3 回区 P 協運営委員会 宮前区合同避難所運営会議	委員会 文化祭準備 たまかん祭グッズ製作	委員会 デザイナー打合せ (再見積り依頼)
10 月	第 5 回役員会・運営委員会・会計中間監査 文化祭協力、たまかん祭準備 第 4 回区 P 協運営委員会 地域教育会議 第 2 回学校運営協議会	委員会 第 2 回たまうまカフェ 文化祭参加 たまかん祭準備	委員会 文化祭撮影
11 月	たまかん祭開催 合唱コンクール協力 第 5 回区 P 協運営委員会	たまかん祭出店	たまかん祭撮影 各ページ原稿・写真締切 合唱コンクール撮影
12 月	第 6 回役員会・運営委員会 ハーモニー級地域清掃協力 第 6 回区 P 協運営委員会 推薦委員会発足(第 1 回)	委員会	委員会 デザイナーヘオリエン ハーモニー級清掃活動撮影
1 月	第 7 回役員会・運営委員会 第 7 回区 P 協運営委員会 推薦委員会(第 2 回)	委員会 第 3 回たまうまカフェ (ゲスト:ゆうゆう広場 山本浩之先生)	委員会 原稿確認、校正 発送準備
2 月	新年度委員募集・臨時総会(書面) 第 8 回区 P 協運営委員会 地域教育会議、五校連懇親会 第 3 回学校運営協議会、学校保健委員会		「堂山」124号校了・印刷 仕分け・発送
3 月	第 8 回役員会・運営委員会 離退任式(花束贈呈)・新旧引継ぎ 第 9 回区 P 協運営委員会 会計監査	委員会	委員会

1-②.令和 7 年度 PTA 年間活動報告

令和 7 年度 PTA 年間活動報告

月	1 学年委員会	2 学年委員会	3 学年委員会
4 月	合同委員会	合同委員会 標準服リサイクル販売準備	合同委員会
5 月	PTA 総会(書面) 委員会	PTA 総会(書面) 委員会 標準服リサイクル販売	PTA 総会(書面) 委員会 卒業記念品企画 (見積、デザイン検討)
6 月	委員会 区 P 協研修会	委員会	委員会 卒業記念品決定
7 月	委員会 たまかん祭準備	委員会 たまかん祭準備 販売品の検討開始	委員会 卒業記念品発注
8 月			
9 月	委員会 たまかん祭準備	委員会 たまかん祭準備 販売商品決定と交渉	委員会
10 月	委員会 たまかん祭準備	委員会 たまかん祭準備	委員会 たまかん祭準備 (学用品リサイクル品、提供品)
11 月	たまかん祭出店 (スイーツ・ドリンク)	たまかん祭出店(惣菜)	たまかん祭出店 (学用品リサイクル品、提供品)
12 月	委員会 ハーモニー級との合同清掃	委員会	委員会 卒業式花束・花壇の花植え 発注
1 月	委員会 ベルマーク集計・発送	委員会	委員会
2 月			
3 月	委員会	委員会 標準服リサイクル準備 (5 月に販売)	委員会 花植え、花壇づくり 卒業記念品配付準備 卒業式お花渡し

2. 令和7年度PTA会計決算報告

令和7年度 PTA会計決算報告書

自. 令和7年4月1日 至. 令和8年03月31日

有馬中学校PTA会費

収入の部

科目		摘要	予算金額	決算金額	比較増減
前年度繰越金			2,129,880	2,129,880	0
収入			(2,662,204)	(2,881,868)	(219,664)
	(a) 会費	(会員世帯数+教員数) × @300 × 12ヶ月 × 0.91	2,662,200	2,879,100	216,900
	(c) 雑収入	貯金利息	4	2,768	2,764
当期収入合計			(2,662,204)	(2,881,868)	(219,664)
収入合計			4,792,084	5,011,748	219,664

支出の部

科目		摘要	予算金額	決算金額	比較増減
運営費			(1,775,000)	(777,150)	(997,850)
	(02) 運営・活動費	運営委員会・役員会	970,000	250,702	719,298
	(03) 他の会議費	推薦委員会・新旧役員会・会計監査 等	70,000	23,899	46,101
	(04) 消耗品費	事務用消耗品	200,000	142,818	57,182
	(05) 通信・運搬費	携帯・Wi-Fi・はがき・切手・役員運営通信費 等	200,000	154,753	45,247
	(06) 備品修繕費	PTA会議室用備品複合機購入代等	305,000	195,298	109,702
	(07) 交通費	諸活動交通費	30,000	9,680	20,320
活動費			(2,205,000)	(1,585,376)	(619,624)
	(08) 学年活動費	委員会活動費・ベルマーク発送料	70,000	20,636	49,364
	(09) 成人活動費	委員会活動費 等	150,000	21,130	128,870
	(11) 広報活動費	委員会活動費・広報紙印刷費・編集費・発送料 等	400,000	356,352	43,648
	(13) 褒賞費	旧役員・運営委員退任記念品	25,000	23,000	2,000
	(14) 環境整備費	校舎内外の環境整備助成 等	380,000	221,608	158,392
	(15) 渉外活動費	他校や地域行事等への参加	320,000	224,000	96,000
	(16) 慶弔費	慶弔関係費	120,000	0	120,000
	(17) 学校活動協力費	生徒諸活動奨励・学校行事助成 等	740,000	718,650	21,350
その他			(812,084)	(435,239)	(376,845)
	(18) 分担金	市・区P協・教育関係分担金 等	65,000	47,460	17,540
	(19) 防災対策費	防災対策物品等購入	5,000	0	5,000
	(20) 安全管理費	PTA保険 等	90,000	75,779	14,221
	(21) 予備費		352,084	12,000	340,084
	(22) 周年行事積み立て金		300,000	300,000	0
支出合計			4,792,084	2,797,765	1,994,319
次年度繰越金				2,213,983	

※次年度繰越金2,213,983円（支出残1,194,319円＋収入増219,664円）

以上の通り、令和7年度決算を報告します。

PTA会計

PTA会計

令和8年3月27日

PTA会計

照合の結果、計算は正確であり、支出内容も適正であることを認めます。

PTA会計監査

PTA会長

令和8年3月27日

PTA会計監査

有馬中学校校長

3-①.令和8年度 PTA 年間活動報告(案)

令和8年度 PTA 年間活動計画(案)

月	役員・運営委員会	成人委員	広報委員
4 月	入学式・委員選出 第 10 回区 P 協運営委員会 合同委員会	合同委員会	合同委員会
5 月	PTA 総会(書面) 第 1 回役員会・運営委員会 体育祭協力 区 P 協総会 地域教育会議総会準備	PTA 総会(書面) 委員会 区 P 協研修会 竹内校長&佐藤教 頭との座談会(タケ トーク&サトーー ーク)	PTA 総会(書面) 委員会 体育祭取材
6 月	第 2 回役員会・運営委員会 第 1 回区 P 協運営委員会・区 P 交流会 区 P 協研修会 市 P 協総会 地域教育会議総会 第 1 回学校運営協議会 あおい会総会	委員会	委員会 「堂山」125号企画相談 委員会(編集会議) 区 P 協研修会
7 月	第 3 回役員会・運営委員会 たまかん祭準備・有馬町会盆踊りパトロール 第 2 回区 P 協運営委員会	委員会 文化祭準備 たまうまカフェ①	委員会 部活動撮影 有馬町会盆踊り撮影
8 月	たまかん祭準備		
9 月	第 4 回役員会・運営委員会 たまかん祭準備 第 3 回区 P 協運営委員会 会計中間監査	委員会 文化祭準備	委員会
10 月	第 5 回役員会・運営委員会 文化祭協力・合唱コンクール協力・ たまかん祭準備・開催 第 4 回区 P 協運営委員会 地域教育会議 第 2 回学校運営協議会	委員会 文化祭参加 たまかん祭準備・ たまかん祭出店	委員会 文化祭・市駅伝取材 合唱コンクール取材 たまかん祭取材
11 月	第 5 回区 P 協運営委員会 宮前区防災推進員養成研修	たまうまカフェ②	県駅伝取材 各ページ原稿・写真締切
12 月	第 6 回役員会・運営委員会 ハーモニー級地域清掃協力 第 6 回区 P 協運営委員会 推薦委員会発足(第 1 回)	委員会	委員会 (デザイナーヘオリエン)
1 月	第 7 回役員会・運営委員会 第 7 回区 P 協運営委員会 推薦委員会(第 2 回)	委員会 たまうまカフェ③	委員会 原稿確認、校正 発送準備
2 月	新年度委員募集・臨時総会(書面) 第 8 回区 P 協運営委員会 地域教育会議 第 3 回学校運営協議会		「堂山」125号校了・印刷 仕分け・発送
3 月	第 8 回役員会・運営委員会 離退任式(花束贈呈)・新旧引継ぎ 第 9 回区 P 協運営委員会 会計監査	委員会	委員会

3-②.令和 8 年度 PTA 年間活動報告(案)

令和8年度 PTA 年間活動計画(案)

月	1 学年委員会	2 学年委員会	3 学年委員会
4 月	合同委員会	合同委員会 標準服リサイクル販売準備	合同委員会
5 月	PTA 総会(書面) 委員会	PTA 総会(書面) 委員会 標準服リサイクル販売	PTA 総会(書面) 委員会
6 月	委員会 区 P 協研修会	委員会 区 P 協研修会	委員会
7 月	委員会	委員会	委員会 卒業記念品企画 (見積、デザイン検討)
8 月			
9 月	委員会	委員会	委員会 卒業記念品発注
10 月	委員会 たまかん祭準備・出店	委員会 たまかん祭準備(飲食)・出店	委員会 たまかん祭準備・出店 (学用品リサイクル品、提供品)
11 月			
12 月	委員会 ハーモニー級との合同清掃	委員会	委員会 卒業式花束・花壇の花植え 発注
1 月	委員会 バルマーク集計・発送	委員会	委員会
2 月			
3 月	委員会	委員会 標準服リサイクル準備 (5 月に販売)	委員会 花植え、花壇づくり 卒業記念品配付準備 卒業式お花渡し

4.令和8年度PTA会計予算(案)

令和8年度 PTA会計 予算書 (案)

2026/5/23

1. 総計の部

(単位:円)

	収入総額	支出総額	摘 要
	4,771,311	4,771,311	

項 目	予算額	摘 要
(a) 会 費	2,554,560	(会員世帯数+教員数)×@3600×12ヶ月×0.8
(b) 繰 越 金	2,213,983	
(c) 雑 収 入	2,768	利子
合 計	4,771,311	

3. 支出の部

項 目	節	予算額	摘 要
運 営 費	(1) 総会費	0	総会準備(書面総会により今年度計上なし)
	(2) 運営費・活動費	1,020,000	運営委員会・役員会・PTA HP構築初期投資費・運用費 等
	(3) 他の会議費	85,000	推薦委員会・新旧役員会・会計監査 等
	小 計	1,105,000	
	(4) 消耗品費	240,000	事務用消耗品
	(5) 通信・運搬費	200,000	携帯・Wi-Fi・はがき・切手・役員運営通信費 等
	(6) 備品修繕費	310,000	PTA会議室用備品複合機リース代等
	(7) 交通費	30,000	諸活動交通費
	小 計	780,000	
	中 計	1,885,000	
	(8) 学年活動費	24,000	委員会活動費・ベルマーク発送料
	(9) 成人活動費	138,000	委員会活動費 等
	(10) 厚生活動費	0	環境整備費へ移行
活 動 費	(11) 広報活動費	400,000	委員会活動費・広報紙印刷費・編集費・発送料 等
	(12) クラブ活動費	0	活動費・大会参加 等
	(13) 褒賞費	25,000	旧役員・運営委員退任記念品
	小 計	587,000	
	(14) 環境整備費	280,000	校舎内外の環境整備助成 等
	(15) 渉外活動費	430,000	他校や地域行事等への参加
	(16) 慶弔費	60,000	慶弔関係費
	(17) 学校活動協力費	800,000	生徒諸活動奨励・学校行事助成 等
	小 計	1,570,000	
	中 計	2,157,000	
	(18) 分担金	120,000	市・教育関係分担金 等
	(19) 防災費	0	
	(20) 安全・管理費	91,000	PTA保険 等
そ の 他	(21) 予備費	218,311	
	(22) 周年行事積立金	300,000	
	小 計	729,311	
合 計		4,771,311	

5. 規約改定(案)

【改定理由】

- 現行の規約では、各委員会の委員定数について最低人数が定められていますが、近年は委員の担い手不足もあり、規約に定める人数を確保することが難しい状況が続いています。
- 実際の運営においては、活動内容や立候補状況に応じて柔軟に委員会を運営している実態があります。
- 推薦委員会についても、各委員会より委員長・副委員長双方の選出を必要としていましたが、委員数減少に伴い負担が大きく、選出調整が難しくなるケースがあります。
- 今後も継続して PTA 活動を行っていくため、現状の運営実態に合わせ、各委員会の活動内容や状況に応じて必要人数を選出できるよう規約を見直し、より柔軟で持続可能な運営体制へ整えることを目的として改定を発議いたします。

改定前	改定後
規 約 第十章 専門委員会 第 32 条 構 成 専門委員会の組織は次の通りとする。 (1) 学年委員会は学年ごとに学級数を最低一の定数とし、選出する。 広報委員会・成人委員会は学年の区別なく、その学級数の半数を最低の定数とし、選出する。 (2) 各委員会は互選により、正・副委員長各1名を選出する。 役員の選出の細則 第 2 条 推薦委員会の構成 推薦委員会は、各種委員会から委員長・副委員長の各2名、2年目の役員(3～4名)、学校側から各2名で構成し、互選により委員長・副委員長を決める。	規 約 第十章 専門委員会 第 32 条 構 成 専門委員会の組織は次の通りとする。 (1) 学年委員会、広報委員会、成人委員会の委員は、各年度の学級数および活動内容を考慮し、必要人数を選出するものとする。なお、委員定数については、PTA役員会にて協議のうえ決定する。 (2) 各委員会は互選により、正・副委員長各1名を選出する。 役員の選出の細則 第 2 条 推薦委員会の構成 推薦委員会は、各種委員会から委員長・副委員長より1名以上、2年目の役員(3～4名)、学校側から2名で構成し、互選により委員長・副委員長を決める。
	(令和8年 5 月 26日一部改定)

PTA規約

川崎市立有馬中学校

第一章 総 則

第1条 名称・事務局

本会は川崎市立有馬中学校PTA(以下本会という)と称し、事務局を川崎市宮前区有馬7-7-1、川崎市立有馬中学校におく。

第2条 目 的

本会は、父母または、これにかわるもの(以下保護者という)と教職員が協力して、生徒の健全な育成をはかることを目的とする。

第3条 活 動

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) PTAの民主的運営及び普及につとめ、会員相互の親睦と資質の向上をはかる。
- (2) 民主的教育に関する理解を深め、教育的環境の整備をはかる。
- (3) 家庭、学校、社会における教育の振興につとめ、生徒の健全な成長をはかる。

第4条 方 針

本会は教育のための民主的団体であって、次の方針によって活動する。

- (1) 本会の目的に反する、宗教的、政治的または営利的な活動は行わない。
- (2) 生徒の健全な育成のための他の団体や機関と協力する。
- (3) 学校の教育行政や教職員の人事には干渉しない。
- (4) 本会は、有馬中学校と密接な関係をもつが自主独立のものであり、他の機関からの支配干渉を受けない。

第二章 会 員

第5条 構 成

本会の会員となる対象は、川崎市立有馬中学校に在籍する生徒の保護者と同校に勤務する教職員とし、第7条による非会員以外で構成する。

第6条 権利と義務

すべての会員は、平等に権利を有し会に協力し、会費を納める義務を負う。

第7条 任意加入の周知および非会員

本会への加入、非加入および退会については任意とする。本会役員は新規に会員となる対象者に加入・非加入が任意であること、非会員となる手続・方法を周知する義務を負う。

新規に会員となる対象者が加入を希望しない場合、本会の定める期日までに「PTA非加入届」を会長に提出し非会員とする。また、会員が退会を希望する場合、随時「PTA退会届」を会長に提出し非会員とする。

第三章 会費および会計

第8条 会 計

本会の会計は一世帯につき月額300円(年額3,600円)とし高学年生が月ごとに納める。

第9条 会費の変更

本会の会費を変更する場合は総会で決める。

第10条 会計年度

本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第四章 役員

第11条 役員

本会に次の役員をおく。

会長	1名(保護者)
副会長	若干名(保護者)
会計	若干名(少なくとも保護者1名、教職員1名は置くものとする)
書記	若干名(少なくとも保護者1名、教職員1名は置くものとする)
運営サポート担当	若干名(必要に応じて2名以内)を置く。

第12条 役員の選出

役員は推薦委員会の推薦する候補者を総会にはかり選出する。

第13条 任期

役員の任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

第14条 補充

会長が欠けた場合は副会長の中から互選により1名が会長になる。会長以外の役員が欠けた場合は運営委員会で選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第15条 役員の任務

役員の任務は次の通りである。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理をつとめる。
- (3) 会計は本会の会計事務を処理する。さらに会計監査を経て総会で決算報告する。
- (4) 書記は本会の事務を処理する。
- (5) 運営サポート担当は、役員会の補佐的業務やアドバイスを行う。また、ICT活用に関する支援や学校行事など特別な運営サポートが必要な場合にも対応する。

第五章 会計監査

第16条 監査

本会は会計の適正な運用を期するために会計監査2名をおく。

- (1) 会計監査は年度末に会計監査をし、総会で監査の結果を報告する。
- (2) 会計監査の選出は第11条に準じて行う。

第六章 機関

第17条 種類

本会に次の機関をおき、各機関の組織運営に関する細則は別に定める。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 会計監査

第18条 特別委員会

前条のほか特別委員会をおくことができる。

第19条 決議事項

各機関の決議事項は出席者の過半数の同意を得なければならない。

第七章 総会

第20条 総会の性格

総会は全会員で構成され最高議決機関である。

第21条 総会の種類

総会は定期総会と臨時総会とする。

第22条 総会の開催

- (1) 年1回定期総会が開かれるほか、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき臨時総会を開かなければならない。いずれの場合も会長がこれを招集するものとする。
- (2) 総会は、会議を開催し決議するか、インターネットを利用する方法など事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことができる。事前に運営委員会が定めた方法による場合は、書面または電磁的方法による議決権行使ができる。

第23条 審議事項

総会は次の事項を審議する。

- (1) 事業報告、決算に関する事項
- (2) 事業計画、予算に関する事項
- (3) 役員の承認に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他の議事

第24条 成立と議案

総会(書面または電磁的方法も含む)は5分の1以上(委任状を含む)の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決する。

第八章 役員会

第25条 構成

役員会は役員および学校長で組織する。

第26条 任務

役員会は会長がこれを招集し、次のことを審議する。

- (1) 会長の諮問に応じ運営委員会提案事項および重要議案を作成する。
- (2) 緊急な場合は、これを運営委員会にかえることができる。ただし事後、運営委員会の承認を受けなければならない。

第九章 運営委員会

第27条 構成

運営委員会は役員、学校長、各専門委員会の各部門の正副委員長で組織する。

第28条 性 格

総会につぐ重要な議決機関であって同時に執行機関としての権限をもつ。

第29条 任 務

各専門委員会の事業計画の審議、検討ならびに総会に提出する報告書の作成を 行う。

第30条 定例会

運営委員会は会長がこれを招集し、毎月1回開催し、臨時に開くことができる。

第十章 専門委員会

第31条 種類・任務

専門委員会は次の通りとする。

- (1) 学年委員会 学年会の運営・活動、会員および生徒の福祉厚生に関する事業を行う。
- (2) 広報委員会 本会の活動状況を広く会員に知らせる。
- (3) 成人委員会 会員の研修に関する事業を行う。

第32条 構 成

専門委員会の組織は次の通りとする。

- (1) 学年委員会、広報委員会、成人委員会の委員は、各年度の学級数および活動内容を考慮し、必要人数を選出するものとする。なお、委員定数については、PTA役員会にて協議のうえ決定する。
- (2) 各委員会は互選により、正・副委員長各1名を選出する。

第33条 正副委員長の選出

各委員会は各委員長が、その会を代表し招集する。副委員長はこれを補佐し委員長に事故があるときはその代理をつとめる。

第34条 招 集

各委員会を統合して合同委員会を開くことができる。

合同委員会は、会長がこれを招集し必要な活動を行う。

第35条 規約の改正

本会の規約の変更は総会の承認を経なければならない。

第36条 細 則

本会の運営に関して必要とする細則は別にこれを定める。

附則

本規約は、昭和53年9月19日よりこれを施行する。

平成21年 3月 2日一部改正。

平成25年12月16日一部改正。

平成31年 2月21日一部改正。平成31年 4月 1日よりこれを施行する。

令和 4年 5月27日一部改定。令和 5年 4月 1日よりこれを施行する。

令和 5年 5月26日一部改定。

令和 5年 12月 6日一部改定。令和6年4月1日よりこれを施行する。

令和 7年 3月19日一部改定。令和7年4月1日よりこれを施行する。

令和 8年 5月26日一部改定。

細 則

第1条 弔慰金

弔慰金の支出は、この規定による。

会員及び生徒の災害などに際し、次の弔慰金を支出する。

○弔慰金 ○その他

- (1) 弔慰金は、会員及び生徒が死亡したときに支出する。
- (2) その他、必要と認められる場合は、運営委員会の決議により、支出することができる。
- (3) 金額は、5,000円とする。
- (4) 支出の内容・金額については、必要に応じて運営委員会の決議により見直しを行う。

役員の選出の細則

第1条 推薦委員会の任務

1. 推薦委員会は、役員および会計監査の候補者を次年度会員の中より推薦し、総会（書面総会を含む）で承認を求める。
2. 推薦委員会は、候補者の許可を得て会員に総会の1週間前に公示しなければならない。

第2条 推薦委員会の構成

推薦委員会は、各種委員会から委員長・副委員長より1名以上、2年目の役員（3～4名）、学校側から2名で構成し、互選により委員長・副委員長を決める。

第3条 推薦委員の性格

1. 推薦委員は、委員のままで役員または会計監査に立候補することはできない。
2. 推薦委員は、視野を広くして公平な人事を行う。
3. 個人の人格を尊重して、会議の内容をみだりに口外してはならない。

第4条 推薦委員の任期

推薦委員の任期は、役員・会計監査が総会で承認されるときまでとする。

附則

この細則は、昭和58年5月1日よりこれを施行する。

平成18年5月25日これを改定する。

本細則第2条は、一部改正し、平成27年4月1日より実施する。

令和5年5月26日一部改定。

令和7年5月27日一部改定。

令和8年5月26日一部改定。

特 約

第1条 自然災害や感染症流行時のPTA活動

1. 本規約は、自然災害や感染症流行など年間を通してPTA活動を遂行することが困難な状況下においてはその限りではない。

附則

この特約は、令和2年4月1日よりこれを施行する。